



令和元年東日本台風 関連情報
「住宅の応急修理」及び「民間賃貸借上げ住宅」の
申込期間について



ターゲット 13.1

令和2年5月22日

郡山市建設交通部

住宅政策課

担当：中釜 隆行

TEL：924-2631

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や自然災害に対する強靱化及び適応の能力を強化する」

1 住宅の応急修理

令和元年東日本台風に係る住宅の応急修理について、福島県の通知により、応急修理の申込期間が、「令和2年6月1日(月)まで」から「令和2年6月30日(火)まで」に延長されます。

申込期間 <変更前> 令和2年6月1日(月)まで
↓
<変更後> 令和2年6月30日(火)まで

2 民間賃貸借上げ住宅

申込期限が「令和2年5月末」となっております。

3 受付・お問合せ先

郡山市建設交通部住宅政策課（郡山市役所本庁舎3階）

電話番号 024-924-2631

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

応急修理



<https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21142.html>

民間借上げ住宅



<https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21279.html>